

国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書

近年、我が国は、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靭化を加速化・進化させていくことを目的に、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本市においても、平成15年の土石流災害などの自然災害の教訓を踏まえて「水俣市国土強靭化地域計画」を策定し、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へつながるよう本市の強靭化を進めているところであり、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国におかれでは、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 3か年緊急対策後も、地方自治体が国土強靭化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保し、継続して国土強靭化対策を強力に推進すること。

災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靭化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水俣市議会